平成２７年（フ）第２０７号
北海道函館市若松町11番12号
破産者　株式会社道産んこフーズ
1　決定年月日　平成27年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第１３７号
北海道富良野市緑町８番16号
破産者　株式会社アース建設工業
1　決定年月日　平成27年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４１号
北海道川上郡弟子屈町川湯温泉２丁目６番25号
破産者　有限会社ホテルニュー湯の閣
1　決定年月日　平成27年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第１６４号
釧路市末広町２丁目26番地
破産者　株式会社末広館
1　決定年月日　平成27年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第３３１号
東京都東村山市久米川町２丁目50番地３ルミエール103、破産手続開始決定時の住所東京都東村山市恩多町５丁目49番地22
破産者　鶴松　　勝
1　決定年月日　平成27年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第３３２号
東京都東村山市久米川町２丁目50番地３ルミエール103、破産手続開始決定時の住所東京都東村山市恩多町５丁目49番地22
破産者　鶴松　美香
1　決定年月日　平成27年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第５５２号
東京都八王子市元本郷町４丁目13番１―101号元本郷町四丁目アパート
破産者　三木　雄貴
1　決定年月日　平成27年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第５９２号
東京都府中市宮西町５丁目３番地の７セゾンド大国508
破産者　高橋　惠子
1　決定年月日　平成27年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第７７０号
東京都日野市程久保650番地高幡台団地38―501
破産者　鈴木　勝弘
1　決定年月日　平成27年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第８１４号
東京都青梅市河辺町７丁目20番地の２マ・メゾン若草401
破産者　前村　尚志
1　決定年月日　平成27年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１２６号
神奈川県秦野市若松町４番８号
破産者　有限会社伯美
1　決定年月日　平成27年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第２１号
長野県伊那市富県4489番地５
破産者　有限会社伊聯商事
1　決定年月日　平成27年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所伊那支部

平成２７年（フ）第３７号
静岡県富士市久沢66番地の２
破産者　株式会社シンエイ
1　決定年月日　平成27年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第３５５号
静岡県袋井市堀越382番地の１
破産者　株式会社レスペランス
1　決定年月日　平成27年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第１２３６号
京都市南区吉祥院這登西町20番地
破産者　京明運輸株式会社
1　決定年月日　平成27年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第２７４号
神奈川県平塚市明石町３番５号
破産者　浅沼　拓也
1　決定年月日　平成27年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第３４３号
神奈川県厚木市長谷1182番地１　ベルフラワーハイツ長谷５―201
破産者　椎野　正直
1　決定年月日　平成27年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第１９３号
大阪府岸和田市西之内町２番１―505号、前住所大阪府岸和田市藤井町３丁目５番20号
破産者　チャムーラこと　滝原　　徹
1　決定年月日　平成27年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第３３６号
大阪府貝塚市小瀬１丁目34番17―１号
破産者　上田　洋子
1　決定年月日　平成27年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第３６７号
大阪府泉北郡忠岡町忠岡中２丁目21番６号
破産者　坂本　敏雄
1　決定年月日　平成27年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第４５２号
大阪府泉南市信達大苗代250番地メゾンドプラリネ107号、前住所大阪府泉南市新家725番地の221
破産者　江戸　正樹
1　決定年月日　平成27年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係